

表示付認証機器を使用する事業者の皆様へ

1

表示付認証機器の運搬には、「放射性同位元素等車両運搬規則（昭和52年運輸省令第33号）」の規定が適用されます！

- 放射性輸送物等の運搬に際して適切に放射線障害を防止することができるように、**放射性同位元素等車両運搬規則の細目を定める告示**で定める事項について記載した**放射線防護計画**を定めましょう。（第15条の3）
- 放射性輸送物等の取扱い方法その他の**告示**で定める事項について、運搬に従事するのに必要な知識及び技能を保有するよう、**教育及び訓練**を行いましょ。う。（第15条の4）

放射線防護計画の策定

2

以下の事項を記載した「放射線防護計画」を定めましょう！

放射線防護計画の記載事項（告示 第11条の2）

- ① 輸送実施体制に関する事項
- ② 放射線の線量の測定方法及び放射線の線量評価に関する事項
- ③ 放射性輸送物等の表面の汚染に関する事項
- ④ 放射性輸送物等からの隔離及び防護に関する事項
- ⑤ 緊急時の対応に関する事項
- ⑥ 緊急時のための訓練に関する事項
- ⑦ 放射線防護計画の品質保証に関する事項
- ⑧ その他国土交通大臣が必要と認める事項

教育・訓練の実施

運搬に従事する者は、必要な知識・技能を保有する必要があります！
教育・訓練を定期的に計画し、実施しましょう。

教育及び訓練に関する事項（告示 第11条の3）

- ① 放射性輸送物等の取扱い方法に関する事項
- ② 職務に応じた特定の訓練に関する事項
- ③ 放射線障害を想定した安全訓練に関する事項
- ④ その他国土交通大臣が必要と認める事項

「放射線防護計画」の策定・運用、運搬に従事する者への教育及び訓練の実施にお役立てください。

資料1 表示付認証機器使用者様向け 放射線防護計画例 L型輸送物の取扱

資料2 運搬に従事する者に対する教育及び訓練【L型輸送物のみ】

ご不明な点は、以下までお問い合わせください。

公益財団法人原子力安全技術センター 企画総務部

メールアドレス webmaster@nustec.or.jp